

旅客営業規則の一部改正（2023年8月21日九州旅客鉄道株式会社公告第7号）

九州旅客鉄道株式会社旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を次のように改正し、2023年10月1日乗車となるものから施行します。

現行									改正								
(前略)									(前略)								
(大人急行料金) 第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 新幹線									(大人急行料金) 第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 新幹線								
(中略)									(中略)								
ロ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金 a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 ① ②以外の指定席特急料金 (①) (②)及び(③)以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。									ロ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金 a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 ① ②以外の指定席特急料金 (①) (②)及び(③)以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。								
営業 キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	601キロ メートル 以上	営業 キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	601キロ メートル 以上
料金	円 1,290	円 1,730	円 2,390	円 2,730	円 2,950	円 3,170	円 3,490	円 3,830	料金	円 1,290	円 1,730	円 2,390	円 2,730	円 2,950	円 3,170	円 3,490	円 3,830

現行										改正																																													
<p>(②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</p> <p>(③) (②)の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号、特別急行列車カシオペア号<u>及び</u>特別急行列車TWILIGHT EXPRESS 瑞風号に対して適用する指定席特急料金</p> <p>(①)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>次に定める料金とする。ただし、<u>特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあっては、a又はbに定める指定席特急料金に210円</u>を加算した額とする。</p> <p>a b以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>① ②及び③以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>営業</td><td>25キ</td><td>50キ</td><td>75キ</td><td>100キ</td><td>150キ</td><td>200キ</td><td>300キ</td><td>301キ</td> </tr> <tr> <td>キロ</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td> </tr> </table>										営業	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ	キロ	メートル	<p>(②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</p> <p>(③) (②)の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号、特別急行列車カシオペア号、<u>特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号</u>に対して適用する指定席特急料金</p> <p>(①)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>次に定める料金とする。ただし、<u>別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあっては、a又はbに定める指定席特急料金に500円</u>を加算した額とする。</p> <p>a b以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>① ②及び③以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>営業</td><td>25キ</td><td>50キ</td><td>75キ</td><td>100キ</td><td>150キ</td><td>200キ</td><td>300キ</td><td>301キ</td> </tr> <tr> <td>キロ</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td> </tr> </table>										営業	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ	キロ	メートル														
営業	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ																																															
キロ	メートル																																																						
営業	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ																																															
キロ	メートル																																																						

現行									改正																												
地帯	ルまで	ルまで	ルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上	地帯	ルまで	ルまで	ルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上																				
料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130	料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130																				
<p>② 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。</p> <p>③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車 36 ぷらす 3 号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号及び特別急行列車或る列車号に対して適用する指定席特急料金</p> <p>①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <p>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であって、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>営業キロ地帯</td> <td>25 キロメートルまで</td> <td>50 キロメートルまで</td> <td>75 キロメートルまで</td> <td>100 キロメートルまで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 700</td> <td>円 950</td> <td>円 1,200</td> <td>円 1,400</td> </tr> </table> <p>b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車 36 ぷらす 3 号に乗車する場合の特別急行料金を除く。</p> <p>(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。）のとき</p> <p>① 指定席特急料金</p>									営業キロ地帯	25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで	料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400	<p>② 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。</p> <p>③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車 36 ぷらす 3 号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号及び特別急行列車或る列車号に対して適用する指定席特急料金</p> <p>①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <p>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であって、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>営業キロ地帯</td> <td>25 キロメートルまで</td> <td>50 キロメートルまで</td> <td>75 キロメートルまで</td> <td>100 キロメートルまで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 700</td> <td>円 950</td> <td>円 1,200</td> <td>円 1,400</td> </tr> </table> <p>b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車 36 ぷらす 3 号に乗車する場合の特別急行料金を除く。</p> <p>(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。）のとき</p> <p>① 指定席特急料金</p>									営業キロ地帯	25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで	料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400
営業キロ地帯	25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで																																	
料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400																																	
営業キロ地帯	25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで																																	
料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400																																	

現行	改正
<p>(1) (2)以外の指定席特急料金 1,130円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,330円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,530円とする。</p> <p>(2) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (1)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 600円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間(25km以内の区間を除く。)であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売するものにあつては、800円とする。</p> <p>(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき</p> <p>① 指定席特急料金 (1) (2)以外の指定席特急料金 1,030円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,230円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,430円とする。</p> <p>(2) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (1)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 500円とする。</p>	<p>(1) (2)以外の指定席特急料金 1,130円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,330円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,530円とする。</p> <p>(2) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (1)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 600円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間(25km以内の区間を除く。)であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売するものにあつては、800円とする。</p> <p>(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき</p> <p>① 指定席特急料金 (1) (2)以外の指定席特急料金 1,030円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,230円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,430円とする。</p> <p>(2) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (1)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 500円とする。</p>

現行		改正																																																																																																	
<p>ハ 第 57 条の 3 第 7 項の規定により発売する特別急行料金</p> <p>(イ) 指定席特急料金</p> <p>a b 以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">在来線</th> <th colspan="6">営業キロ地帯 (武雄温泉から)</th> </tr> <tr> <th>25 キロメートルまで</th> <th>50 キロメートルまで</th> <th>75 キロメートルまで</th> <th>100 キロメートルまで</th> <th>150 キロメートルまで</th> <th>200 キロメートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新幹線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>嬉野温泉</td> <td>円 2,110</td> <td>円 2,330</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,740</td> <td>円 3,280</td> <td>円 3,640</td> </tr> <tr> <td>新大村</td> <td>円 2,110</td> <td>円 2,330</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,740</td> <td>円 3,280</td> <td>円 3,640</td> </tr> <tr> <td>諫早</td> <td>円 2,110</td> <td>円 2,330</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,740</td> <td>円 3,280</td> <td>円 3,640</td> </tr> <tr> <td>長崎</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,780</td> <td>円 3,010</td> <td>円 3,190</td> <td>円 3,730</td> <td>円 4,090</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>a の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。</p> <p>(中略)</p>		在来線	営業キロ地帯 (武雄温泉から)						25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	新幹線							嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090	<p>ハ 第 57 条の 3 第 7 項の規定により発売する特別急行料金</p> <p><u>次に定める料金とする。ただし、別表第 1 号の 7 に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、(イ) に定める指定席特急料金に 500 円を加算した額とする。</u></p> <p>(イ) 指定席特急料金</p> <p>a b 以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">在来線</th> <th colspan="6">営業キロ地帯 (武雄温泉から)</th> </tr> <tr> <th>25 キロメートルまで</th> <th>50 キロメートルまで</th> <th>75 キロメートルまで</th> <th>100 キロメートルまで</th> <th>150 キロメートルまで</th> <th>200 キロメートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新幹線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>嬉野温泉</td> <td>円 2,110</td> <td>円 2,330</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,740</td> <td>円 3,280</td> <td>円 3,640</td> </tr> <tr> <td>新大村</td> <td>円 2,110</td> <td>円 2,330</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,740</td> <td>円 3,280</td> <td>円 3,640</td> </tr> <tr> <td>諫早</td> <td>円 2,110</td> <td>円 2,330</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,740</td> <td>円 3,280</td> <td>円 3,640</td> </tr> <tr> <td>長崎</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,780</td> <td>円 3,010</td> <td>円 3,190</td> <td>円 3,730</td> <td>円 4,090</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>a の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。</p> <p>(中略)</p>		在来線	営業キロ地帯 (武雄温泉から)						25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	新幹線							嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090
在来線	営業キロ地帯 (武雄温泉から)																																																																																																		
	25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで																																																																																													
新幹線																																																																																																			
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																																																																													
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																																																																													
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																																																																													
長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090																																																																																													
在来線	営業キロ地帯 (武雄温泉から)																																																																																																		
	25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで																																																																																													
新幹線																																																																																																			
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																																																																													
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																																																																													
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																																																																													
長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090																																																																																													

現行	改正																																				
<p>(特別車両料金)</p> <p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ以外の特別車両料金A</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>営業 キロ 地帯</td> <td>100キロ メートル まで</td> <td>200キロ メートル まで</td> <td>400キロ メートル まで</td> <td>600キロ メートル まで</td> <td>800キロ メートル まで</td> <td>801キロ メートル 以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 1,300</td> <td>円 2,800</td> <td>円 4,190</td> <td>円 5,400</td> <td>円 6,600</td> <td>円 7,790</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(フ) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b以外の特別車両料金(A)</p> <p style="padding-left: 20px;">第1号イの(イ)に定める料金</p> <p>b 特別急行列車伊予灘ものがたり号及び特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)</p> <table border="1" style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <tr> <td>営業 キロ 地帯</td> <td>100キロ メートル まで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 <u>1,500</u></td> </tr> </table> <p>ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)</p>	営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上	料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790	営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	料金	円 <u>1,500</u>	<p>(特別車両料金)</p> <p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ以外の特別車両料金A</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>営業 キロ 地帯</td> <td>100キロ メートル まで</td> <td>200キロ メートル まで</td> <td>400キロ メートル まで</td> <td>600キロ メートル まで</td> <td>800キロ メートル まで</td> <td>801キロ メートル 以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 1,300</td> <td>円 2,800</td> <td>円 4,190</td> <td>円 5,400</td> <td>円 6,600</td> <td>円 7,790</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(フ) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b以外の特別車両料金(A)</p> <p style="padding-left: 20px;">第1号イの(イ)に定める料金</p> <p>b 特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)</p> <table border="1" style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <tr> <td>営業 キロ 地帯</td> <td>100キロ メートル まで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 <u>1,700</u></td> </tr> </table> <p>ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)</p>	営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上	料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790	営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	料金	円 <u>1,700</u>
営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上																															
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790																															
営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで																																				
料金	円 <u>1,500</u>																																				
営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上																															
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790																															
営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで																																				
料金	円 <u>1,700</u>																																				

現行							改正						
営業キロ 地帯	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上		営業キロ 地帯	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上	
料金	円 3,090	円 4,600	円 5,900	円 7,290	円 8,590		料金	円 3,090	円 4,600	円 5,900	円 7,290	円 8,590	
(注) 1人当りの料金とする。							(注) 1人当りの料金とする。						
(中略)							(中略)						
(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)							(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)						
		設備定員8人							設備定員8人				
1室当りの料金		<u>28,000円</u>					1室当りの料金		<u>33,600円</u>				
(2) 特別車両料金(B)							(2) 特別車両料金(B)						
イ <u>ロ及びハ以外</u> の特別車両料金(B)							イ <u>ロ、ハ及びニ以外</u> の特別車両料金(B)						
営業キロ 地帯	50キロメー トルまで	100キロメー トルまで	150キロメー トルまで	151キロメー トル以上			営業キロ 地帯	50キロメー トルまで	100キロメー トルまで	150キロメー トルまで	151キロメー トル以上		
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990			料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990		
(中略)							(中略)						
ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京							ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京						

現行	改正												
<p>葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金 (B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)</p>	<p>葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金 (B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)</p>												
(中略)	(中略)												
<p>(㊦) 土曜日、日曜日、祝日法に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合</p>	<p>(㊦) 土曜日、日曜日、祝日法に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合</p>												
(中略)	(中略)												
<p>b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合 次表に定める料金とする。</p>	<p>b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合 次表に定める料金とする。</p>												
<table border="1" data-bbox="237 1157 810 1364"> <thead> <tr> <th>営業キロ 地 帯</th> <th>50キロメー トルまで</th> <th>51キロメー トル以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td> <td>円 840</td> <td>円 1,060</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上	料 金	円 840	円 1,060	<table border="1" data-bbox="1240 1157 1814 1364"> <thead> <tr> <th>営業キロ 地 帯</th> <th>50キロメー トルまで</th> <th>51キロメー トル以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td> <td>円 840</td> <td>円 1,060</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上	料 金	円 840	円 1,060
営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上											
料 金	円 840	円 1,060											
営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上											
料 金	円 840	円 1,060											
	<p><u>二 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列</u></p>												

現行	改正						
<p>2 第 58 条第 3 項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラス使用区間が複数となるときであって、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス（第 1 号ニ、第 2 号ニ、第 3 号ニ又は第 4 号ニに規定する場合にあつては、グランクラス（A）の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人座席指定料金)</p> <p>第 139 条の 2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 第 2 号から第 5 号以外の大人座席指定料金 530 円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる期間内の日であるときは、330 円とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金 イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金 第 1 号に定める額とする。 ロ 「SL 銀河」車両、「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両 <u>又は</u> 「B. B. BASE」</p>	<p style="text-align: center;"><u>車に対して発売する特別車両料金(B)</u></p> <table border="1" data-bbox="1240 240 1816 448"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 240 1435 344"><u>営業キロ 地 帯</u></th> <th data-bbox="1435 240 1621 344"><u>150キロメー トルまで</u></th> <th data-bbox="1621 240 1816 344"><u>151キロメー トル以上</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 344 1435 448"><u>料 金</u></td> <td data-bbox="1435 344 1621 448" style="text-align: center;">円 <u>2,000</u></td> <td data-bbox="1621 344 1816 448" style="text-align: center;">円 <u>3,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第 58 条第 3 項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラス使用区間が複数となるときであって、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス（第 1 号ニ、第 2 号ニ、第 3 号ニ又は第 4 号ニに規定する場合にあつては、グランクラス（A）の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人座席指定料金)</p> <p>第 139 条の 2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 第 2 号から第 5 号以外の大人座席指定料金 530 円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる期間内の日であるときは、330 円とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金 イ ロ以外の大人座席指定料金 第 1 号に定める額とする。 ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、<u>「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with</u></p>	<u>営業キロ 地 帯</u>	<u>150キロメー トルまで</u>	<u>151キロメー トル以上</u>	<u>料 金</u>	円 <u>2,000</u>	円 <u>3,000</u>
<u>営業キロ 地 帯</u>	<u>150キロメー トルまで</u>	<u>151キロメー トル以上</u>					
<u>料 金</u>	円 <u>2,000</u>	円 <u>3,000</u>					

現行	改正																						
<p>車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 840円とする。</p> <p>ハ 「びゅうコースター風っこ」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 530円とする。</p> <p>(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金 イ ロ以外の大人座席指定料金 第1号に定める額とする。 ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 840円とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p><u>YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃 Shu*Kura」車両、「おいこっと」車両若しくは「リゾートビューふるさと」車両により運転する列車又は客車を連結して運転する列車</u>に対して発売する大人座席指定料金 840円とする。</p> <p>(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金 イ ロ以外の大人座席指定料金 第1号に定める額とする。 ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 840円とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>																						
<p>別表第1号の6 【第58条】 グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間</p> <table border="1" data-bbox="147 1098 1010 1369"> <thead> <tr> <th>列車名</th> <th colspan="2">運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">はやぶさ号</td> <td rowspan="3">東京</td> <td>盛岡</td> </tr> <tr> <td>新青森</td> </tr> <tr> <td>新函館北斗</td> </tr> <tr> <td>かがやき号</td> <td>東京</td> <td>金沢</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス</p>	列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）		はやぶさ号	東京	盛岡	新青森	新函館北斗	かがやき号	東京	金沢	<p>別表第1号の6 【第58条】 グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間</p> <table border="1" data-bbox="1155 1098 2018 1369"> <thead> <tr> <th>列車名</th> <th colspan="2">運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">はやぶさ号</td> <td rowspan="3">東京</td> <td>盛岡</td> </tr> <tr> <td>新青森</td> </tr> <tr> <td>新函館北斗</td> </tr> <tr> <td>かがやき号</td> <td>東京</td> <td>金沢</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス</p>	列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）		はやぶさ号	東京	盛岡	新青森	新函館北斗	かがやき号	東京	金沢
列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）																						
はやぶさ号	東京	盛岡																					
		新青森																					
		新函館北斗																					
かがやき号	東京	金沢																					
列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）																						
はやぶさ号	東京	盛岡																					
		新青森																					
		新函館北斗																					
かがやき号	東京	金沢																					

現行	改正		
<p>(A)を設備した特別急行列車として運転する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(A)を設備した特別急行列車として運転する。</p> <p>別表第1号の7 【第125条】</p> <p><u>九州旅客鉄道会社線を運転する特別急行列車の列車名</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 371 2112 501"> <tr> <td data-bbox="1133 371 1279 501">列車名</td> <td data-bbox="1283 371 2112 501">ゆふいの森、あそぼーい!、ふたつ星 4047、かわせみ やませみ、A列車で行こう、指宿のたまたま箱、海幸山幸、いさぶろう・しんぺい</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	列車名	ゆふいの森、あそぼーい!、ふたつ星 4047、かわせみ やませみ、A列車で行こう、指宿のたまたま箱、海幸山幸、いさぶろう・しんぺい
列車名	ゆふいの森、あそぼーい!、ふたつ星 4047、かわせみ やませみ、A列車で行こう、指宿のたまたま箱、海幸山幸、いさぶろう・しんぺい		